

～ あなたと家族と従業員を守る労災保険のご案内 ～

農家のための労災保険の特別加入をご存じですか

農繁期を迎え、農作業による事故が多発する時期となりました。  
農作業中の負傷事故や死亡事故は、「うっかりミス」による原因で増えています。  
万が一に備えて国の保険である労災保険に加入しましょう。

JA 中野市・・・労働保険事務組合では、中小事業主等の労働保険(労災・雇用)及び  
特定農作業従事者と指定農業機械作業従事者の3種類の取り扱いをしています。



特定農作業従事者

- ・動力により駆動される機械を使用する作業  
(SS、乗用型トラクター、動力刈取機、コンバイン等)
- ・高さ2メートル以上の箇所における作業



指定農業機械作業従事者

- ・指定農業機械(動力)を使用する作業のみ  
(SS、乗用型トラクター、動力刈取機、コンバイン等)



中小事業主等

- ・従業員(常用・パートタイマー・アルバイト)
- ・事業主本人、家族従事者 等

特長：国が運営している。

補償が充実している。

⇒休業補償がある

⇒通勤災害補償がある(中小事業主等のみ)



**中小事業主の皆様、パート・アルバイトの方も加入できます。  
従業員を一人でも雇ったら労災保険に加入する義務があります！！**

※業種ごとに加入が必要です。

※きのこ栽培と果樹栽培はそれぞれ加入が必要です。